

◆◆◆ 学生部法学部窓口での留学に関する手続きについて ◆◆◆

留学前の手続き

留学に行くことが決定しましたら、以下の手続きを行ってください。

【交換留学】

- ① 国外留学申請書に、入学許可書（写）と履修予定科目の講義要綱（写）を添えて学生部法学部窓口
口に持参し、確認を受ける。
↓
- ② 学生部窓口で、学習指導面談の予約を入れる。（原則として交換留学の指定面談日）
↓
- ③ 学習指導面談
（必要書類：国外留学申請書、入学許可書（写）、履修予定科目の講義要綱（写） ※入学
許可書（写）の入手が間に合わない場合は、後日提出可
↓
- ④ 面談終了後、上記必要書類を学習指導教員に提出

【私費留学】 ※学費減免については教授会で留学が承認された後、保証人宛てに手続書類を送付

- ① 国外留学申請書に入学願書（写）、履修予定科目の講義要綱（写）、入学許可書（写）を
添えて学生部法学部窓口
口に持参し、確認を受ける。
↓
- ② 学生部法学部窓口で、翌週以降の学習指導面談の予約を入れる
（※学習指導面談は、通常出発の1ヶ月前までに（夏休み中に出発の場合は6月中旬までに、春休
み中に出発の場合は1月上旬までに）済ませるようにしてください。 難しい場合は学生部法学部窓
口に相談してください。）
↓
- ③ 学習指導面談（必要書類：国外留学申請書、入学願書（写）、入学許可書（写）、
履修予定科目の講義要綱（写））
※最初に語学研修を受講し、語学研修でのスコアによって学部の授業を履修できるかどうか
が決まる留学のプログラムに参加する予定の方は、何点以上のスコアで学部の授業が履修でき
るかが明記されたパンフレットのコピーもお持ちください。
↓
- ④ 面談終了後、上記必要書類を学習指導教員に提出

◆◆◆ 学生部法学部窓口での留学に関する手続きについて ◆◆◆

留学中の注意事項 ※単位認定を希望する方は、「留学後の手続き」の単位認定について、
出発前に必ず確認してください

【帰国前連絡について】

留学期間終了3か月前になったら、学生部法学部担当宛てに以下の要領でメールを送ってください。
帰国後の手続きについてのメールを法学部係から返信します。

宛先： mita-hou@adst.keio.ac.jp

件名： 帰国前連絡（学籍番号・氏名）

内容： ①帰国予定日 ②単位認定希望の有無 ③進級・卒業時期の希望

送信メール例

件名： 帰国前連絡（30912345・慶應太郎）

内容： ○○大学に交換留学中の法律学科3年 慶應太郎です。

① 帰国予定日…2021年4月20日頃

② 単位認定を希望します。

③ 留学出発前にすでに進級に必要な30単位を取得しています。帰国後の春学期は4年生に進級し、2022年3月の卒業を希望しています。

【大学院入試出願資格について】

帰国時の学年は、出発前と同じ学年です。留学期間中に進級、卒業することはありません。

春学期に帰国予定の3年生で、大学院入試9月試験の出願資格を満たすため、出願時に4年生へ進級を希望される方は、帰国後、遡及進級願の提出し出願前に教授会で承認されなければなりません。春学期期間中の最終教授会は7月です。帰国の時期によっては教授会承認が大学院出願期間に間に合わないケースもあります。

出願期間については、ご自身でお調べいただき、教授会承認に関する日程については、学生部法学部担当にお問い合わせください。

留学後の手続き

【就学手続き】

留学が終了し、帰国したら速やかに学生部法学部窓口で新年度の資料（時間割・講義要綱など）を受け取ってください。就学届は本人と保証人が記入し、なるべく早めに提出してください。就学届提出時に学生証の裏面シールを交付します。また、その時に単位認定の有無、進級・卒業時期の希望についての確認を行います。

就学届、遡及進級願など手続きに必要な書式は以下の塾生サイトからプリントアウトできます。

<https://www.students.keio.ac.jp/mt/law/procedure/status/form.html>

（塾生サイト→三田法学部→各種手続き→留学・休学・退学・在学延長→手続き方法）

【単位認定】 ※希望者のみ

留学先の大学で取得した科目の単位認定を希望する場合は以下の手続きに従って申請してください。
（*認定された単位の評語はG（認定）となり、成績表・成績証明書に記載されます。海外の大学院に出願を考えている方は事前に十分にご確認ください）

（1）手続き

必要書類（下記②参照）を揃え、学生部学事担当法学部窓口を持参し、書類チェック → 学習指導面談 → 必要書類は面談終了後学習指導教員に提出

（2）必要書類

①学生部所定の単位認定申請書（窓口でお渡しします）

②学生部所定の単位認定についての説明書（窓口でお渡しします）

③留学先の成績証明書（原本・返却希望があれば面談時に申し出てください）

※WEBからのプリントは原則不可ですが、用意が難しい場合には別途お問い合わせください。

④授業時間数を証明する書類（「1コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）

※単位数換算の目安は 1350分以上の授業で2単位、2700分以上の授業で4単位です。

※ただし、675分以上の授業の場合は1単位として認定することがあります。

⑤認定を希望する科目のシラバス（写）

⑥授業で使用したテキストやノート（⑥は面談当日のみお持ちください）

（3）注意事項

- ・留学先大学から成績証明書が届いてから 1か月以内（休校期間を除く） に申請をしてください。
- ・認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位は取り消すことができません。
- ・単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表及び、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。
- ・認定の対象となる科目は専門科目（法律学科目、政治学科目）に限られます。副専攻認定を目指す学生に限り社会科学科目、自然科学科目も認定の対象となりますが、申請時の書類チェック時に申し出てください。
- ・認定される単位数の上限は30単位までとなります。法律学科において展開科目（他学科・他学部）として認定される単位数は取得済科目を含め22単位までです（22単位を超えた分は自主選択科目となります）。

【履修申告】

留学後の履修申告は、①春学期途中に帰国した場合は秋学期開始時（9月末～10月初旬）に行い、②秋学期途中に帰国した場合は春学期の最初（4月中旬）に行います。（詳細な案内は、①9月初旬、②は3月初旬の成績表発送時に同封）4月もしくは5月上旬に帰国し、春学期の履修を考えている場合は、5月上旬まで履修申告を受け付ける場合があります。そのような履修申告を希望される場合は、3月末までにその意思をメールにてお知らせください。具体的な締切日や手続き方法を案内します。締切日に間に合わない場合は、春学期の履修登録をすることはできません。

履修登録は、本人が帰国し、就学届の提出をされていることが必要です。

また、留学中のため出席できなかった最初の数回の授業について、事情が考慮されることは一切ありません。

進級・卒業のタイミング

進級・卒業のタイミングは、以下の点を参照し検討してください。

① 在学期間延長制度

4年生が卒業単位を満たし、卒業のタイミングが訪れると、卒業の意思に関わらず卒業となりますが、在学期間延長制度を利用することで、さらに1学期間在学を延長することができます。

② 留学期間を在学年数に含める

就学届提出時に留学の期間を在学年数に含めるか否か選択することになります。進級・卒業の基本的な条件は①進級・卒業に必要な単位を満たす②2学期以上在学する（復活制度による例外あり）になりますが、留学期間を在学年数に含めることで、②の学期数にカウントすることが可能です。

※在学年数への参入は1年間分に限りです。

在学年数に含めない留学期間中の単位認定はできませんので注意してください。

③ 復活制度

3年の在学期間が3学期以上であれば、4年生に進級後、1学期終了時に卒業の対象者になります。

④ 留学中に進級・卒業はしない。

帰国後の学年は出発前と同じ学年です。留学期間を在学年数に含め、進級に必要な単位を既に満たしている、もしくは単位認定申請が承認されることで満たす場合は、遡及進級願を申請することで、4月に遡って進級が可能になります。

⑤ 単位認定

進級や卒業に対して不足している単位を、単位認定にて充足することを検討することが可能です。

♣学生部法学部担当（三田）の連絡先

電話：03-5427-1557（直通）

メール：mita-hou@adst.keio.ac.jp